

補助金概要調書

補助金名	米子市コミュニティー施設整備事業補助金			
所管部課	企画部協働推進課 (TEL 23 - 5373(直通))			
補助対象者	自治会等(町区自治会及び隣接した町区自治会(おおむね3町区自治会まで)で構成する組織体等)			
補助開始年度	昭和55年			
交付目的	明るく住みよい地域社会を実現するために、市民による、自治会活動やコミュニティー活動を促進するための基盤となる環境作りを支援するため。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	21,894千円 (21,894)千円	2,635千円 (2,635)千円	3,694千円 (3,694)千円	5,000千円 (5,000)千円
補助事業の内容	コミュニティー活動の基盤となるコミュニティー施設(集会所、スポーツ広場、放送施設等)の新設、増改築等を行う自治会等に対し、補助金を交付する。集会所とスポーツ広場については、その経費が100万円以上の場合のみ対象事業としている。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	25,000 千円		
	内補助対象経費	25,000 千円		
	補助対象経費の内訳	集会所及びスポーツ広場については、建物購入費、建築費、冷暖房施設費等。 放送施設については、建築費及び機械器具購入費。		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	補助対象経費の20/100に相当する額。但し、他の公的補助がある場合は、対象経費から差し引く。		
	限度額	(有) 1事業あたり3,000千円		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	コミュニティー施設の整備により、自治会活動やコミュニティー活動が促進され、住民同士の触れ合いのある明るく住みよい、魅力あふれる地域社会の実現が期待される。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	現時点では終期を設定していない 平成19年度に検討を行い、現状のまま継続の必要性ありとした。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	平成17年3月に、対象経費や補助金額等についての見直しを行い、米子市コミュニティー施設整備事業補助金交付要綱を策定している。			